

令和3年度8月補正予算案の概要

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出に伴い、県からの要請に応じた事業者に対し「協力金」を交付するため、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの 累計額	8月補正予算額	8月現計予算額	(参考) 3年度8現/ 2年度8現
一般会計	24,398.41	309.04	24,707.46	116.4
特別会計	20,474.84	—	20,474.84	95.6
企業会計	1,493.43	—	1,493.43	100.5
計	46,366.69	309.04	46,675.74	105.7

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの累計額	8月補正予算額	8月現計予算額
国庫支出金	6,069.64	305.95 ^{※1}	6,375.60
繰入金	1,064.20	3.09 ^{※2}	1,067.29
その他	17,264.56	—	17,264.56
計	24,398.41	309.04	24,707.46

※1 国庫支出金は全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
(協力要請推進枠分:247.23億円、即時対応分:58.71億円)

※2 繰入金は全て財政調整基金繰入金

(注)計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の内容

○ 県からの要請に応じた事業者に対する協力金 309億 471万円

緊急事態宣言の発出に伴い、県からの要請に応じた事業者に対する協力金を追加で措置する。

<営業時間の短縮要請の期間等>

区 域	県全域
要請期間	令和3年8月2日から8月31日まで

<申請受付開始時期>

協 力 金 申 請 受 付 開 始 時 期	○ 要請期間終了後を予定。	
	○ ただし、飲食店等向け協力金第13弾については、要請期間の終了を待たず、協力金の一部を先行交付する。	
	先行交付の概要	
	交付対象	次のいずれにも該当する県内全域の飲食店等(大企業を除く) ・当初の要請期間である令和3年7月12日から8月22日までの間、県の全ての要請に御協力いただくこと ・令和3年1月12日から4月19日までの要請期間に対応する協力金(第5弾から第8弾まで)のいずれかの交付を受けていること
	交 付 額	1店舗当たり70万円(残額は要請期間終了後に交付予定)
申請受付期間	令和3年7月20日から8月6日まで	

① 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(飲食店等向け・第13弾再追加・延長分)

266億1,936万円

対 象 者	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた飲食店等 ※いわゆる飲食店のほか、バー・キャバレー等も含む
事業所数	40,000事業所
要 請 内 容	<p>【酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終日休業 <p>※利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む ※酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)を取り止める場合を除く</p> <p>【酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5時から20時までの時短営業 <p>※「感染防止対策取組書」の掲示やマスク飲食の推奨が交付要件</p>
交 付 金 額 (1日・1店舗)	<p>【中小企業】</p> <p>前(々)年の1日当たりの売上高</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10万円以下の店舗 ⇒ 4万円 ・10万円超～25万円以下の店舗 ⇒ 上記売上高×0.4(上限10万円) ・25万円超の店舗 ⇒ 10万円 <p>【大企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前(々)年からの1日当たりの飲食業の売上高減少額×0.4(上限20万円) <p>※中小企業も大企業の方式を選択可</p>

② 大規模施設等に対する協力金(第4弾再追加・延長分)

42億8,535万円

	大規模施設 (3,820 事業所)	テナント・出店者 (7,280 事業所)
対象者	特措法第24条第9項に基づく、時短要請を行った1,000㎡超の施設 ※「感染防止対策取組書」等の掲示が交付要件	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等 ※「感染防止対策取組書」等の掲示が交付要件
要請内容	5時から20時までの時短営業 ※イベント開催の場合は5時から21時まで ※生活必需物資を除く	
交付金額 (1日)	<p>【自己利用部分】 「時短営業した面積1,000㎡毎に20万円/日」に 「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた金額</p> <p>【テナント等把握管理分】 (10店舗以上の場合) 「時短営業したテナント数に2千円/日を乗じた金額」に 「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた金額</p>	<p>【テナント・出店者への協力金】 「時短営業した面積100㎡毎に2万円/日」に 「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた金額</p> <p>【映画館への加算分】 「常設スクリーン数に2万円/日を乗じた金額」に 「時短で上映できなくなった回数/本来の上映回数」を乗じた金額</p>

[産業労働局中小企業部中小企業支援課課長代理 電話 045-285-0649]

問合せ先

神奈川県総務局財政部財政課

課長 三澤 電話 045-210-2250

課長代理(予算調整担当) 市川 電話 045-210-2252